

調布市常設通いの場スタートアップ事業応募要項

調布市と調布市社会福祉協議会では、高齢者を中心とした多世代の人々に開かれた、地域の自主的な支え合い活動の根幹となる常設通いの場の構築と、円滑な運営を支援することを目的として、運営費の一部を補助します。

※常設通いの場とは・・・専有・常設の場で、地域の生活課題を有する住民からの相談を受け、専門職につなぐことのできる相談体制があり、プログラム（高齢者が主体的に参加できるもの）を4つ以上、原則週4日以上開所している場所のことをいう。

1.補助対象

補助対象者

補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、常設通いの場を運営し、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 定款、規約、会則等、組織の運営に関する定めを有すること。
- (2) 市内に開設して5年以内であること。
- (3) 市内に常設の連絡先を有すること。
- (4) 補助対象事業に係る経費について、独立した会計処理を適切に行うこと。
- (5) 常設通いの場を運営する者として、補助対象事業の実施場所及び連絡先を市民に情報提供することに同意すること。

補助対象事業

- (1) 参加者に年齢制限を設けないこと。
- (2) 住民等が主体的に運営すること。
- (3) 地縁組織（自治会、地区協議会等）や民生・児童委員等と連携していること。
- (4) 地域福祉コーディネーター（以下「CSW」という。または、地域支え合い推進員（以下「SC」という。）が、立上げ・運営の支援に関わり継続すること。
- (5) 年間の活動計画を立てていること。
- (6) 週4日以上開所していること。
- (7) プログラムを4つ以上行っていること。

※※プログラムの定義(これ以外のものについてもご相談に応じます。)

- ①「介護予防活動に資するプログラム」・・・10筋体操、口腔ケア、脳トレ等
- ②「多世代共生に資するプログラム」・・・学習支援、昔遊び、食支援等
- ③「地域共生に資するプログラム」・・・防災関連、マルシェ等

- ④「地域・生活ニーズの解決に資するプログラム」・・・課題解決型ワークショップ
等ができる機能等

2.補助内容

補助金額

補助金の額は、予算の範囲内で、1年度目は1か月当たり10万円、年間120万円を上限とし、2年度目は1か月当たり5万円、年間60万円を上限とする。※他の補助金との併用については、ご相談ください。

補助対象経費

項目	内容
会場確保経費	家賃又は土地建物借上料，会場使用料等
人件費，謝金等	プログラムの講師料等
光熱水費	
役務費	傷害・賠償責任保険，通信費等
需用費	消耗品及び事務用品等

3.審査基準

目的の妥当性	・多世代の参加者が担い手として参加できているか
	・地域での社会的ニーズがあるプログラムが予定されているか
	・参加者，担い手のやりがいを創出できているか
会場の確保	・会場が安定的に確保できるか（週4日以上）
	・活動するのに十分な広さが確保できているか
組織体制	・事業を計画的に行える体制か
	・地縁団体やボランティア等，地域の多様な主体と連携しているか
	・活動実績がある団体等と連携しているか
	・CSW，SCは，立上げ，運営の際に連携しているか
継続の可能性	・活動計画は実現可能で持続可能か
	・事業のスケジュール管理は妥当か
	・補助金終了後（2年後）のビジョンはあるか

4.申込方法

調布市内で常設通いの場を設立予定の方は、高齢者支援室までお問合せ下さい。

○お問合せ先○

調布市役所高齢者支援室地域包括ケア推進係

TEL：042-481-7150 FAX：042-481-4288

E-mail: kourei@w2.city.chofu.tokyo.jp